

社会福祉法人 さわらび会

介護老人福祉施設 ブエナビスタ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さわらび会（以下「事業者」という。）が開設する介護老人福祉施設「ブエナビスタ」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入居者に対し、適正な介護老人福祉施設サービス（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、入居者の意志及び人格を尊重して、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰ができることを念頭に、施設サービスの提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、入居者が、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村並びにその他の保健医療サービス等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人福祉施設 ブエナビスタ
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市桜区西堀4丁目8番24号

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 必要数
医師は、入居者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1人以上
生活相談員は、入居者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) ユニットリーダー 8人（各ユニットに1人）
ユニットリーダーは、それぞれのユニット内におけるユニットケア全般にわたり、入居者の把握、介護職員のローテーション、ボランティアの活用、地域交流といったさまざまなことに対するリーダーの役割を担う。
- (5) 看護職員 3人以上
看護職員は、入居者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(6) 介護職員 29人以上

介護職員は、入居者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

(7) 管理栄養士 1人以上

管理栄養士は、給食の献立の作成、入居者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

(8) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善すると共に、機能の減衰を予防するための訓練を行う。

(9) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

(10) 事務職員 1人以上

事務職員は、必要な事務を行う。

2 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間および深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は、96名とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員および居室の定員を超えて入居させてはならない。

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第6条 ユニットの数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

(1) ユニットの数は、8ユニットとする。

(2) ユニットごとの入居定員は、12名とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 入居の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室において日常生活を営むことに困難がある者とする。

(2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア. 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

イ. 懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ. 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ. 入居者や他の入居者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

オ. 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。

カ. 入居者の心身の状況に応じて、週に2回以上の入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ. 栄養、入居者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク. 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第8条 管理者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、施設サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入居者が利用する施設サービスの継続性等に配慮して、施設サービスの目標や当該目標を達成するための具体的な施設サービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入居者や家族に対し、その内容について説明し、同意を得るものとする。

3 前項の記録は、契約終了後2年間保存しなければならない。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 施設は、施設サービス計画書に則って行ったサービス提供の状況やその折の入居者の反応および家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

2 施設は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(居室およびユニット)

第10条 施設が提供する居室は原則個室とする。入居の際に選択するユニットおよび居室は、入居者の希望および空床状況等により、施設が決定するものとする。

2 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けるものとする。

(共同生活室)

第11条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの入居者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造をもつこととする。

2 入居者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室に簡易な調理設備を設置することとする。

(食事の提供)

第12条 食事は、管理栄養士の管理のもと、栄養並びに入居者の身体の状況および嗜好を考慮したものを提供することとする。

2 食事の時間は、次のとおりとする。

(1) 朝食 8時00分～

(2) 昼食 12時00分～

(3) 夕食 17時30分～

3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上または管理上許容可能な一定時間(2時間以内)、食事の取り置きをすることができる。

4 前日迄に、予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(相談、援助)

第13条 入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第14条 入居者の心身の状況等に応じて、入居者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を予防するための訓練を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第15条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、入居者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。1 日当たりの主な日課および年間行事は別に定める。
2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者等が行うことが困難である場合は、当該入居者等の申出または同意に基づき、施設が代わって行うことができる。
3 入居者の希望により、要介護認定の更新や再認定の代行業務を行う。

(介 護)

第16条 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の入居者の状態に合わせ、施設サービス計画書に則って提供するものとする。

(リネン交換)

第17条 毎週一回居室のリネン交換を行うこととする。ただし汚れた時には随時交換を行うこととする。また、入居者等の希望や身体の状態に合わせて、医務室等との連携のうえ、適切なベッドマットへの交換を、リネン交換日に合わせて行うこととする。

(理 容)

第18条 入居者の希望により、実費負担のうえ専門業者が理容を行うものとする。なお、場所はリビングルームで行うものとする。

(健康保持)

第19条 医師および看護職員は、常に入居者等の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。医師の診察日時は毎週木曜日の9時30分～12時00分とする。

(栄養管理)

第20条 施設は、入居者ごとの栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、介護職員等の多職種協働により行うものとする。
2 施設は、入居者全員に栄養ケアマネジメントを行い、必要な者には経口摂取に移行するための栄養管理、経口摂取維持のための特別な管理または療養食の提供を行なうものとする。

(金銭等管理代行)

第21条 現金等は、原則として、入居者または家族が管理することとするが、やむを得ない事情が

ある場合は、利用者貴重品管理規程にしたがい、無料で施設が管理の代行を行うことができる。

(入院期間中の対応)

第22条 入居者に入院の必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヵ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるように入居者または家族と協議して対応策を定めるものとする。

(入院期間中のベッドの活用)

第23条 入院中の空きベッドは、短期入所生活介護事業等に用いるベッドとして他の者に使用させることができる。なお、使用に当っては入居者または家族の了解を得ることとし、使用中は居住費を徴収しない。

(緊急時の対応)

第24条 入居者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員は、ナースコール等で入居者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 入居者が、予め緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第25条 介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額と、居室および食事代、その他の費用の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め入居者に対し説明を行い入居者の同意を得るものとする。

2 理美容代および本人負担が適当と認められる日常生活費の額は、重要事項説明書および契約書別紙に記載の利用料とする。

3 施設の利用料は暦月によって、月額利用料を毎月支払うものとする。

4 施設は、当月の利用料の請求書に明細を付して、翌月15日までに入居者に通知するものとする。

5 施設の入居者は、月額利用料を請求のあった月の末日までに支払うものとする。

(自己選択の生活と共同生活の尊重)

第26条 入居者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることを深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出および外泊)

第27条 入居者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとするときは、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

(面会)

第28条 入居者が外来者と面会しようとするときは、外来者は2階事務所前に備えつけの面会者記録用紙に氏名等を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。また面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えなければならない。

(健康留意)

第29条 入居者は、努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診断は特別の理由がないかぎり受診し、予防接種を受けるものとする。

(衛生保持)

第30条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、これについて施設に協力するものとする。

2 入所にあたって、感染症、害虫の館内持込防止等環境衛生保持のため、衣類・家具等は清潔なものにかぎり持込むことができる。

3 施設長、医師、看護師、その他の従業者は、衛生知識の普及、伝達に努めなければならない。

(感染症対策)

第31条 施設は、感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 感染症または食中毒の予防および蔓延の防止のための指針を策定し、感染対策委員会にて随時見直すこと

(2) 前項に定める委員会をおおむね3月に1回開催すること

(3) その他関係通知の遵守、徹底に努めること

(事故発生の防止および発生時の対応)

第32条 施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

2 入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

3 事故が発生した場合には、事故の状況および事故に際して採った措置を記録する。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(施設内の禁止行為)

第33条 入居者および従業者は、施設内で次の行為をしてはならない。

(1) 喧嘩、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること

(2) 政治活動、宗教、習慣等により、他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること

(3) 指定した場所以外で火気を用いること

(4) 所定場所以外で喫煙をすること

(5) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること

(6) 故意に施設の設備もしくは備品に損害を与え、または無断でこれを施設外に持ち出すこと

(秘密の保持)

第34条 施設は、業務上知り得た契約者、入居者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入居者等または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める情報提供同意書により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約継続中はもちろん契約終了後においても第三者に対して漏らしてはならない。

2 従業者は業務上知り得た入居者等またはその家族等の秘密を保持しなければならない。また、従業者でなくなった後においてもこの秘密を保持するものとする。

(災害、非常時への対応)

第35条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、従業者および入居者等が参加する消火、通報および避難訓練を原則として年2回以上実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練または夜間を想定した訓練とする。

3 入居者等は、防災等の緊急事態の発生に気づいたときは、ナースコール等最も適切な方法で、従業者に事態の発生を知らせるものとする。

4 施設の火災通報装置は、煙感知器や熱感知器の作動によって、自動的に消防署に通報される装置を設置するものとする。また、居室にはスプリンクラー装置を設置するものとする。

5 施設は、適切な量の備蓄食料品を準備することとする。

(虐待の防止)

第36条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 当該施設における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者（入所者の家族又は現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体的拘束等)

第37条 施設は、入居者の身体的拘束は行わない。万一、入居者等または従業者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族の同意を受けた場合にのみ、同意された条件と期間内に限って身体的拘束等を行うことができる。

(褥瘡対策等)

第38条 施設は、入居者等に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発

生しないような適切な介護に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(利用資格)

第39条 施設の利用資格は、要介護認定にて要介護と認定され、本施設の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者であることおよびその他法令により入所できる者であることとする。

2 施設の入所検討委員会にて入所順位が決定された者であって、入居の順番が到来した者から入居させることとする。

(内容および手続きの説明と同意並びに契約)

第40条 利用にあたっては、予め入居申込者およびその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、入居申込者との合意のうえ契約を締結するものとする。

(施設および設備)

第41条 施設および設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が規程の目的にしたがって決定するものとする。

2 入居者等は、定められた場所以外に私物を置き、占用してはならないものとする。

3 施設および設備等の維持管理は、施設の従業者が行うものとする。

(看取り介護)

第42条 施設は、看取りに関する指針を定め、入居の際に、入居者等に指針の内容を説明し、同意を得るものとする。

2 指針に基づき、看取りに関する従業者研修を行うものとする。

(苦情対応)

第43条 入居者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、当該入居者またはその家族に報告するものとする。なお、施設は、苦情申立窓口を定めるものとする。

(介護サービス情報の公表)

第44条 社会福祉法第24条等および介護保険法の規定に則り、社会福祉法人さわらび会が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人または施設のホームページ等において行うものとする。

(委任)

第45条 この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

(改正)

第46条 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、事業者の代表者と施設の管理者との協議に

基づいて定めるものとする。

附 則

(施 行)

この規程は平成28年4月1日から施行する。

この規定は平成30年12月1日から施行する。

この規定は令和5年12月1日から施行する。